

宿泊約款

運用範囲

第1条 湘南国際村センター(以下「センター」とします)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当センターが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

第2条 当センターに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当センターに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当センターが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当センターはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条 宿泊契約は、当センターが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。但し、当センターが承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を越えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当センターが定める申込金を、当センターが指定する日までにお支払いいただきます。

3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第19条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当センターが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し、申込金の支払期日を指定するに当たり、当センターがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当センターは契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当センターが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

第5条 当センターは次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 神奈川県旅館業法施行条例第4条の規定に該当するとき。

宿泊客の契約解除権

第6条 宿泊客は当センターに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当センターは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により

当センターが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。但し、当センターが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務については、当センターが宿泊客を告知したときに限ります。

3. 当センターは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当センターの契約解除権

第7条 当センターは、次に掲げる場合においては宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (5) 神奈川県旅館業法施行第4条の規定する場合に該当するとき。
- (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当センターが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2. 当センターが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第8条 宿泊客は宿泊日当日当センターのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当センターが必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

客室の使用時間

第9条 宿泊客が当センターの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。但し、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. センターは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料金の30%
- (2) 超過6時間までは、室料金の50%
- (3) 超過6時間以上は、室料金の全額

利用規則の遵守

第10条 宿泊客は、当センター内においては、当センターが定めてセンターに掲示した利用規則に従っていただきます。

営業時間

第11条 当センターの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室のサービスディレクター等でご案内いたします。

- (1) 開館一閉館(1F 正面玄関) 7:00~23:00
- (2) フロント 7:00~23:00
- (3) 研修・会議施設 9:00~22:00

国際会議場、研修室、討議室、応接室、イベントルーム

(4) 料飲関連施設

1F ラウンジ「リーフ」 カフェテリア「オーク」	10:00 ~ 16:30 (L.O.)
朝食	7:30 ~ 9:00
昼食	11:30 ~ 13:30
夕食	18:00 ~ 19:30
2F レストラン「桂」	11:30 ~ 14:00 (L.O.)
湘南国際村配水池 レストラン&カフェ「ベラビスタ」	
昼食	11:30 ~ 15:00 (L.O.)
ティータイム	15:00 ~ 17:00 (L.O.)
夕食	17:00 ~ 20:30 (L.O.)

料金の支払い

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当センターが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当センターが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当センターが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けません。

当センターの責任

第13条 当センターは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当センターの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当センターは、消防機関から「防火基準点検済証」を受けておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

第14条 当センターは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当センターは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当センターの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

第15条 宿泊客が、当センター内にお持込みになった物品または現金並びに貴重品であって、当センターの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、15万円を限度として当センターはその損害を賠償します。

宿泊客の手荷物または携帯品の保管

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当センターに到着した場合は、その到着前に当センターが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当センターに置き忘れられていた場合においてその所有者が判明したときは、当センターは当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。但し、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間まで保管しております。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当センターの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

駐車場の責任

第17条 宿泊客が当センターの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず当センターは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理に当たり、当センターの故意または過失によ

って損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

アクアクラブ内の事故

第18条 当センターはアクアクラブ内の事故等についての責任は一切負いません。但し、アクアクラブ内施設の管理に当たっての故意または過失によって宿泊客に損害を与えたときはその賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

第19条 宿泊客の故意または過失により当センターが損害を被ったときは、当該宿泊客は当センターに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の算定方法(第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料 : 室料
	追加料金	飲食料及びその他の利用料金

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前
	一般	宿 泊	100%	100%	70%

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日	当 日・前 日	3 日 前 まで	7 日 前 まで	14 日 前 まで	30 日 前 まで	60 日 前 まで	90 日 前 まで
	団体	宿 泊	100%	70%	50%	40%	30%	20%
	免除人数(名)	0	2	5	5	10	15	30